

事 務 連 絡
令和6年10月3日

技能実習制度関係機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)

令和6年9月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない技能実習生への対応について

今般の能登半島豪雨の影響により同地域においては多大なる被害が発生しているところ、本年1月に発生した能登半島地震と同様、以下の対応を執っておりますので、関係団体等を通じて、技能実習生への周知に御協力願います。

なお、①及び②については最寄りの地方出入国在留管理局に、③については最寄りの外国人技能実習機構に御相談いただくよう周知願います。

①技能実習生への資格外活動許可の付与について

標記豪雨災害に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる技能実習生に対し、資格外活動許可を付与することが可能です。なお、資格外活動許可の申請に当たっては、被災地域の交通事情により技能実習生本人等の地方出入国在留管理官署への出頭が困難な状況が認められる場合には、郵送及びFAX送信による申請も可能です。

②標記豪雨災害の影響によるがれき等の片付け作業等について

標記豪雨災害の影響を受けて、実習実施者の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した技能実習生について、当該事業所における活動として、がれき等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

③標記豪雨災害の影響によりやむを得ず技能実習の継続が困難となった場合の対応について

標記豪雨災害の影響により、実習実施者において技能実習の継続が困難となり、技能実習を再開する目途が立たない等のやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習の実習先を変更することが可能です。